

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領運用細則

(趣旨)

第1条 この運用細則は、新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領（平成18年新潟市要領。以下「要領」という。）第11条の規定により、この要領の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用細則における用語の意義は、要領における定義による。

(特に地盤沈下の防止を図る必要がある区域の設定)

第3条 市長は、要領第4条第2項第2号の規定により市長が認める区域について、地盤沈下量の経年変化、地形、地質等に留意しつつ、最近5年間の累計沈下量が概ね5センチメートル以上の区域を目安に設定する。

2 市長は、前項の規定による区域の設定に当たって、要領第9条の規定による検討委員会の指導及び助言を求めるものとする。

(事前協議)

第4条 要領第6条第1項第1号の規定による事前協議は、鉱業法に基づく施業案を所管する監督省庁に届け出る前に行うものとする。

第5条 要領第6条第1項第2号の規定による事前協議は、鉱業法に基づく施業案について所管監督省庁に認可の申請をする前に行うものとする。

第6条 要領第6条第1項第2号又は要領第7条第1項の規定による協議は、原則として昭和60年以降に稼動実績のある既存井の代替井について行うものとする。

第7条 要領第6条第1項第2号の規定による協議において、協議の対象となる地盤沈下を観測するための設備等は、次に定めるとおりとする。

(1) 水準点

ア 2級水準点 国土地理院の規格仕様によるもの

イ パイル式水準点 浅層部の締まった砂層まで打ち込んだもの

ウ 坑井管頭水準点 代替井の管頭に設けたベンチマーク。ただし、代替井を設置する坑井基地内に既存井が存在する場合は、それらの管頭にも設けるものとする。

(2) 坑井の地下水位を測定できる坑口装置を代替井に設置するものとし、代替井を設置する坑井基地内に既存井が存在する場合は、それらにも設置するものとする。

(3) 地盤沈下観測井及び浅層部の粘性土層の間隙水圧を測定する施設又は設備を坑井基地の規模、設置地点、既存の地盤沈下観測井の配置等を考慮し、必要に応じ設置するものとし、事業者は、これらの施設又は設備を設置しようとするときは、市長と別途協議するものとする。

(変更協議)

第8条 第4条及び第5条の規定は、要領第7条の規定による変更協議の場合に準用する。

(操業管理)

第9条 事業者は、市長に対し、要領第8条第1項の規定による操業管理計画を、毎年10月31日までに提出するものとする。ただし、年の途中から代替井を稼働しようとするときは、その2か月前までに提出するものとする。

第10条 事業者は、第7条各号に掲げる設備等により、次に掲げる観測を実施するものとする。

(1) 水準測量

ア 事業者は、市及び関係機関が地盤沈下監視のために9月1日を基準日として毎年実施する水準測量で使用する水準点の中から基準点を選定するものとする。

イ 事業者は、アの規定により選定した基準点及び第7条第1号に規定する各水準点について、代替井の操業開始前及び操業開始後、毎年、基準日に水準測量(2級)を実施するものとする。

ウ イの基準日は、3月1日及び9月1日とする。

(2) 坑井による地下水位の観測

ア 事業者は、第7条第2号の規定による坑口装置を用い、代替井の操業開始前及び操業開始後の毎年3月、6月、9月及び12月に地下水位を測定するものとする。

イ 事業者は、アの規定による測定にあたっては、水位測定等について（指示）（昭和34年8月15日付け東京鉱山保安監督部長通知）に準じ実施するものとする。

第11条 要領第8条第3項の規定による報告は、次に定める様式により行うものとする。  
。

(1) 鉱業用水溶性天然ガスの坑井に係る地下水揚水量及び還元量の報告 別記様式第1号

(2) 水準測量の結果の報告 別記様式第2号

(3) 坑井による地下水位の観測結果の報告 別記様式第3号

第12条 事業者は、前条の規定による各報告について、それぞれ、測定後1か月以内にするものとする。

(事前協議事項等の確認)

第13条 要領第10条の規定による事前協議事項等の確認は、次の事項について実施するものとする。

(1) 要領第6条第1項及び要領第7条第1項の規定による協議に係る坑井等の状況

(2) 要領第8条第1項及び第3項の規定による協議及び報告に係る事項の状況

(3) その他、要領に定める事項の適正な実施に必要な事項

附 則

(施行期日)

この運用細則は、平成19年4月1日から施行する。

鉱業用水溶性天然ガスの坑井に係る地下水揚水量及び還元量報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領運用細則第 1 1 条第 1 号の規定により、対象坑井の地下水揚水量及び還元量の実績並びに逆洗水量等の実績について、次のとおり報告します。

- 1 地下水揚水量及び還元量の実績 別紙 1 及び別紙 2 のとおり
- 2 逆洗水量等の実績 別紙 3 のとおり



地下水揚水量及び還元量実績表（層別）

操業単位名：                    鉦山  
 鉦業権者名：

層名	揚水量（千m <sup>3</sup> /月）												合計 （千m <sup>3</sup> /月）	年間計画 （千m <sup>3</sup> /月）
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		

備考 揚水量が還元量と異なる場合は、揚水量を欄の上段に記入し、還元量を同欄の下段に括弧書きで記入してください。

逆洗実績表

操業単位名：                    鉾山  
 鉾業権者名：

基地名	坑井名	層名	逆洗の水量 (m <sup>3</sup> ) 及び日時 (上段は水量下段は実施月日及び時間帯)										合計 (m <sup>3</sup> )	備考	

年分

水準測量結果報告書

年 月 日

( あて先 ) 新潟市長

住所 ( 法人にあっては所在地 )

氏名 ( 法人にあっては名称及び代表者の氏名 )

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する  
暫定指導要領運用細則第 1 1 条第 2 号の規定により、対象水準点の測定結果につい  
て、次のとおり報告します。

- 1 各水準点の標高及び比高 別紙 1 のとおり
- 2 比高の変動量 別紙 2 のとおり

備考 添付資料は新潟市公共測量作業規定の測量作業規定及び運用基準 7 1 条及  
び 7 2 条に準じて作成してください

別紙 1

各水準点の標高及び比高

操業単位名：                    鉾山  
 鉾業者名：  
 基地名：

(単位：m)

測量年月日	1		2	3 ( )		4 ( )		備考
	標高	比高	標高	標高	比高	標高	比高	
								操業開始前

注 比高 2 の標高の欄の水準点を基準とした値



坑井による地下水位観測結果報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領運用細則第11条第3号の規定により、坑井による地下水位観測結果について、別紙のとおり報告します。

別紙

坑井による地下水位観測結果

操業単位名： 鉱山

鉱業権者名：

年分

基地名	坑井名	用途	層名	深度	地下水位 ( m )					備考
					年 月(注)	3月	6月	9月	1 2月	

注 操業開始前の測定年月を記入してください。